航空機用機器等取扱説明書の
原稿作成共通仕様書

昭和47年11月15日　制　　定

海上幕僚監部

技術部航空機課

調達要求番号：

海上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	MHP-V-47055
名称	航空機用機器等取扱説明書の原稿作成共通仕様書	作成年月日	47. 11. 15
		変更年月日	
		単位	部
		海上幕僚監部技術部航空機課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊が保有する航空機用機器等の取扱説明書の原稿作成について適用する。

1.2 種類及び数量

作成する原稿の種類及び数量は個別仕様書の示すところによる。

1.3 関連文書

次の関連文書は、この仕様書の定める範囲内において準拠すべきものであり、原則として契約時における最新版とする。ただし、契約後当該文書に一部改正があつた場合には、その適用について、別途協議するものとする。

1.3.1 防装類第2581号(43. 10. 1)

防衛庁仕様書の原案及び防衛庁規格の原案の様式並びに記載要領について(通達)

1.3.2 次発官総第208号(32. 7. 19)

公用文の作成について

1.3.3 内閣閣甲第16号(27. 4. 4)

公用文作成の要領

1.4 この仕様書と関連文書の間に相違がある場合は、この仕様書が優先する。

2 要求事項

2.1 原稿の作成要領

2.1.1 全体の構成

次の事項及び順序とする。

(1) 表紙

標題は、〇〇……〇取扱説明書原稿と表示し、他の表示事項については、1.3.1項の関連文書の別紙第1に準ずる。紙質及び色分け等は、特に指定しないがなるべく簡略のものとする。

(2) 中表紙

前(1)に準ずる。1冊の取扱説明書原稿の中に2種類以上の分冊を持つている場合は、それぞれの分冊個有の標題を記載したものを各分冊ごとに付けるものとする。

(3)　海上幕僚監部の審査に関するページ

別紙第１の要領で作成するものとする。

(4)　目　次

別紙第２の示すところによる。１冊の取扱説明書原稿の中に２種類以上の分冊を持っている場合は、分冊ごとに目次を作成するものとする。

(5)　本　文

本文の上方中央部に取扱説明書番号を記載し、記述項目について、２段組み（原稿の場合は規定原稿用紙２枚、印刷後において２段組み１ページとなる。）で順次記述するものとする。

ページ数の位置は、印刷後のページとして記入するものとし、奇数ページについては右下、偶数ページについては左下側とする。

下側中央部には制定年月日を記入する欄を設けるものとする。（別紙第３参照）

(6)　付　録

本文に関係して参考事項として記述集録することが適当であると認められる場合にのみ作成するものとし、集録の順に付録１、付録２………のように、上方中央部に番号づけする。

(7)　改訂記録

別紙第４の示すところによる。

2.1.2　文体、用字、数字及び符号等

(1)　関連文書1.3.1項、1.3.2項及び1.3.3項の示すところによる。この場合、相互間に相異する事項があれば、各項目順の優先順位とする。

(2)　技術用語の基準

技術用語は、ＪＩＳ用語による。これによりがたいときは、海上自衛隊用語集（海上幕僚監部編集ホンヤク出版社発行）によるほか、学会、協会等公認の用語集等を参照するものとする。

(3)　表　現

表現は、あくまでも技術刊行物として本来の目的に合致するように表現しなければならない。また、同時に不自然な文にならないよう留意し簡潔平明な記述とし、特に数値は技術刊行物の本質上誤りのないよう注意しなければならない。

(4)　原稿用紙

原稿用紙は、原則としてＡ４版２６字×４４段のもの（別紙第３参照）を使用する。ただし、要求元の担当官の認める場合は、この限りでない。

(5) 書き方

原稿の書き方は、左横書き、かい書とし鉛筆（HB）書きを原則とする。

2.1.3 本文の配列

(1) 見出し符号のとり方は、次のとおりとする。
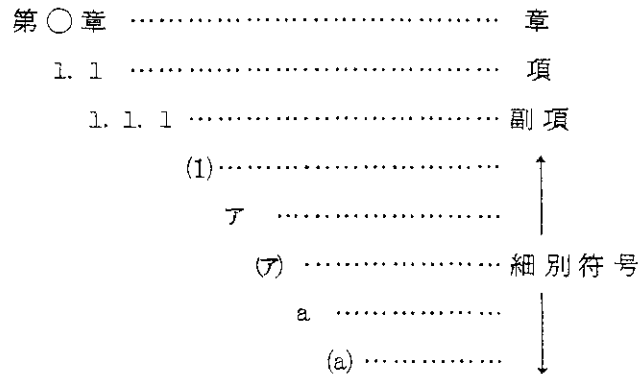
(2) 章及び項の見出しには、本文を伴わないものとする。なお、見出しが2行になる場合は折り返し見出し文字を初めの見出し文字の位置にそろえる。（別紙第5参照）

(3) 項の終りと次の項の間は一行あける。副項も同じ。（別紙第5参照）

(4) 本文の最初の文字及び行を変えたときの最初の文字は第2列目からとする。（別紙第5参照）

(5) 注、注意及び警告の配列は原稿枠の中央に位置させ、注及び注意は波形のく（矩）形で、警告は子持ケイでそれぞれ囲むものとする。なお、これの注文、注意文及び警告文は本文の作成要領に準じる。（別紙第5参照）

(6) 文章と図、写真又は表との混合ページの配列（別紙第6参照）

ア 図、写真及び表の大きさを考慮して、原稿での本文の書き始め、書き終りの行又は列を定める。

イ 図、写真又は表で原稿枠横巾の約½を越える大きさのものを挿入する場合は、原稿用紙2ページを使用するものとし、本文の行の位置は2ページとも合致するように作成するものとする。

ウ 図、写真及び表とそれらの見出し又は本文との間隔は、一行余白を設けるものとする。

エ 図、写真及び表がそれぞれ2ページ以上にまたがる場合は、ページごとに同一見出しを記載するものとし、2ページから見出しのあとに「（続き）」と付記するものとする。

(7) 各章の始まりは奇数ページから始めるものとする。

(8) 本文中における脚注はなるべくさけるよう工夫するものとするが、止むを得ず使用する場合は、アラビア数字で1から始まる一

連番号を付し、該当ページの下端又は図、写真及び表に対してはその下端に注文を記載するものとする。

2.1.4　ページのつけ方

(1)　第1章に先行するページ

ページの下端欄外に位置させるものとし、小ローマ字（i、ii、iii、iv………）を用いる。ただし、海上幕僚監部の審査のページにはページ数を付けないものとする。

(2)　本文のページ

ページの下端欄外に位置させ、アラビア数字（1.2.3………）を用いる。折り込みページ及びA4サイズの図、写真又は表で裏白の場合のページのとり方は、裏白部分を1ページとして数えるが裏白の面にはページ数をつけないものとする。

(3)　付録のページ

ページの下端欄外に付－1、付－2………のようにつける。

2.1.5　図、写真及び表

(1)　用紙に関する定めは、別紙第7のとおりとする。

(2)　書き方

図は、平面図・立体図とも墨入れするものとする。また、立体図は原則として標準アイソメトリック投影法を用いる。但し、漫画は自由とする。

(3)　作成の基準

ア　図、写真及び表は、本文の内容を簡潔にかつ効果的に表わすために作成するものであり、本文だけでは、その物品等について構成、性能及びその他詳細事項を示すのに適切でない場合に作成する。

これ等の図、写真及び表等の原稿は、文字及び数字の一部をのぞき、そのまま又は縮尺するだけで印刷原稿（版下）に供しうるものとする。

イ　図及び表中における文章の書形式は、本文ページ作成に準ずるものとする。

ウ　図、写真及び表には、物品の構成、性能及びその他詳細事項を示す場合、できるだけ細部の名称等を注記し、特に整備取扱中注意を要する箇所には、本文に記載された注意事項にかかわりなく、これらの中に可能な限り注記するものとする。

エ　図、写真及び表には、かならず図面番号、表番号、図題及び表題等の見出しを付けるものとする。

オ　図、写真及び表の位置は、できる限り本文の関係箇所の近くに置くものとする。ただし、図、写真及び表のグループとして相互参照又は単独に使用するに便利等の活用効果が認められる

場合は、各グループ毎にまとめる型式をとることができる。この場合、目次の末尾に図表等の見出しをつけるものとする。

カ　分解図及び組立部品表のページ順は図を先きのページとし、表と向い合せる構成を原則とする。

2.1.6　各章の記述目標

(1)　第1章及び第2章は、該当物品の目的用途、要目性能、原理構造及び作動について、なるべく詳細に解説し、整備作業の前提となるように配慮して記述するものとする。

(2)　第3章及び第4章は、この取扱説明書の中心的章であり、部隊ショップにおける取扱法並びに整備法について詳細を記述するものとする。なお、部隊の整備能力、設備その他取扱説明書作成上の前提条件で不明の向がある場合は、要求元の担当官と協議するものとする。

(3)　第5章は、該当物品の取扱保存及び整備法上特に人命並びに物品の損傷等を招く事項等について記述する。

(4)　第6章は、該当物品の組立構成部品について、分解図、組立部品表及び部品番号順索引表で構成し、部隊整備、オーバーホール及び部品補給の基本資料となるように作成する。（別紙第8参照）

2.1.7　部品表

(1)　部品表に関する一般的解説及び使用法については、原則として別紙第9のとおりとする。ただし、該当物品の特殊性等によりこれによりがたいときは、要求元の担当官と協議するものとする。

(2)　部品名称の表示は、英字による。また、書形式は次のとおりとする。

	基本名		修飾語句
（例）	VALVE ASSEMBLY	,	Temparature
	（大文字を使用）		（頭文字のみ大文字あとは小文字）

(3)　修理対象機器等以外の取扱説明書であつても、部品表は原則として作成するものとする。

(4)　構成部品の分解表示は、オーバーホールにおける補給単位まで細分する。それ以上細分して表示する場合は、その細分した子部品の名称のあとに（　）で調達不能の表示をつけるものとする。

2.2　原稿作成に必要な用紙等

原稿作成に必要な用紙及び筆稿用具等は受注者の負担とする。

2.3　原稿の審査

2.3.1　受注者は、原稿納入前に記述内容について要求元の審査を受けなければならない。この場合の原稿は、この仕様書に定める原稿用紙によらないもので提出することができる。

2.3.2　原稿審査に必要な期間は別途協議するものとする。

3　その他

3.1　関連文書等の貸付

この仕様書及び個別仕様書に記載の関連文書及びその他参考資料で海上自衛隊の所有するものは、要すれば受注者に貸付けする。

3.2　疑義の協議

受注者は、この仕様書及び個別仕様書に疑義を生じた場合は、順序を経て要求元と協議するものとする。

別紙第1

この取扱説明書は、〇〇〇〇株式会社が起案したものを審査のうえ作成したものである。

昭和　　年　　月　　日

海上幕僚監部技術部長　〇〇〇〇

〇〇〇〇株式会社

別紙第２

目　　次

第１章　概　説

ページ

1.1　概　要 …… ○

1.1.1
1.1.2

（注）
1. 必要に応じ細分する。以下同じ。

○
○

1.2　要目及び性能 …… ○

第２章　構造及び作動

2.1　構　造

2.2　作　動

第３章　取扱法

3.1　一般的事項

3.2　起動及び停止法

3.3　故障探求

第４章　整備法

4.1　特殊工具

4.2　点検検査法

4.3　整備法

4.4　注油法

4.5　試験法

第５章　安全に関する注意

第６章　部品表

6.1　組立部品表

6.2　部品番号順索引表

注
2　別紙第９参照

第７章　予備品及び要具表

第８章　その他必要と認める事項

昭和　年　月　日

別紙第３

昭	和		年		月		日

別紙第６

（例１）

印刷後のページ
原稿のページ
（１枚目）
原稿のページ
（２枚目）
図、写真又は表
（以下同じ）

（例２）

印刷後のページ
原稿のページ
（１枚目）
原稿のページ
（２枚目）

図、写真及び表の用紙に関する定め。

1　Ａ２サイズに画き縮尺する場合
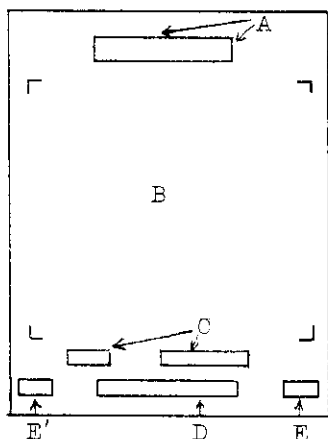
Ａ：取扱説明書の番号

Ｂ：画図、写真又は表の範囲を示し枠は記入しない。

Ｃ：図又は表番号及び標題

Ｄ：制定年月日

Ｅ：ページ ｝奇、偶数ページにより、いづれか
Ｅ′：ページ ｝一方に記入する。

1.1　縦長に画いた場合は½に縮尺してＡ４サイズとなり得るように作成する。

1.2　横長に画いた場合は230／345に縮尺してＡ３サイズとなり得るように作成する。

2　Ａ３又はＡ４サイズに画き、そのまま印刷原稿（版下）とする場合。
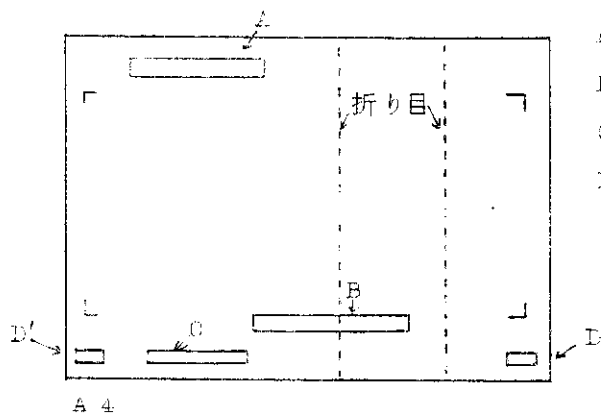
Ａ：取扱説明書の番号

Ｂ：図又は表番号及び標題

Ｃ：制定年月日

Ｄ：ページ

その他の事項は前１項に同じ。
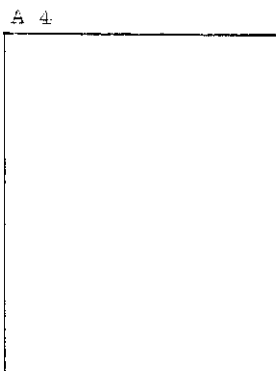
記入要領は、前１項に同じ。

2.1　Ａ４サイズで横長に画いた場合においても、取扱説明書番号、図又は表番号及び標題、制定年月日及びページは縦長に画いた場合と同じ位置とする。

3　紙質は、厚手のトレーシング・ペーパーとする。

1　組立部品表

図 索引番号	部品番号	部　品　名　称	個数 アッシー	使用 コード
6 −	740256	STARTER, DC Electric	REF	A
−1	7101000	·JAW, Starter	1	A
		(ATTACHING PARTS)		
−2	00580	·PIN, Cotter	1	
−3	76288	·Nut, Operating Rod	1	

2　部品番号順索引表

部品番号	図索引番号	個数／アッシー	部品番号	図索引番号	個数／アッシー
		※			※

※「個数／アッシー」欄は、前１項組立部品表に示す「個数／アッシー」欄の数と本質的には同じであるが、使用目的が補給上の調達資料とするために、調達不可部品には"ＮＰ"のように記載し、全体として最終製品１台分の使用子部品（ＮＰ部品を除く）の全数ができるように記載するものとする。

6.1 一　般
6.2 分解図
6.3 組立部品表
6.4 部品番号順索引表
6.5 部品表の使用法
6.6 略号及び記号
6.7 ベンダーコード

6.1 一　般

本章に記載する部品表は次に示す部品の整備及び修理に必要な構成、部品の識別、請求及び補給に使用するとともに、分解並びに組立ての関係を明らかにしたものである。

品　名	部品番号

6.2 分解図

分解図中の各部品には索引番号を付けて組立部品表に引用できるようになつている。

6.3 組立部品表

部品表は5欄から構成されており、各欄の記述内容は次のとおりである。

(1) 「図・索引番号」欄には、図番号及び図中の索引番号を記載し、図解してある該当部品と対照している。

(2) 「部品番号」欄には、該当部品の部品番号を記載している。

(3) 「部品名称」欄には、該当部品の部品名称を記載し、部品の親子関係を字下げによつて示している。また、必要により参考記事を( )して記載している。

(4) 「個数/アッシー欄」には、アセンブリ当りの該当部品の使用数を記載している。

(5) 「使用コード欄」には、機器又は機器を構成するアセンブリに型式・製造番号等の相違がある場合、それら機器又はアセンブリを構成する部品を識別するための記号(通常A、B、Cなど)を記載している。

この記号を付与した部品は、同一記号の機器又はアセンブリにのみ使用でき、他の記号の部品とは互換性のないことを意味する。

本欄が空欄の部品はすべての機器又はアセンブリに用いられていることを意味する。

6.4 部品番号順索引表

部品番号順索引表の部品番号はアルファベットA～Z及び数字0～9の順に記載している。その他索引番号及び数量を記載している。

6.5 部品表の使用法

6.5.1 部品番号の解らない場合

分解図からその部品をさがし出し、その索引番号によつて部品表の中から部品番号、部品名称及び数量等を知る。

6.5.2 部品番号が解つている場合

部品番号順索引表から、その部品の索引番号をさがし出し、これによつて部品表の中から部品名称、数量及び部品の概略形状等を知る。

6.6 略号及び記号

(1) 当初使用されている部品に代替、条件付継続使用、継続使用中止などの技術的変更がなされた場合、これらを次に示す記号によつて表示している。

＊ 代替部品

旧部品又は旧アセンブリを示し、そのすぐ下に示されている部品又はアセンブリに変つたことを示す。この記号のついた部品は在庫がなくなるまで継続使用を認められているが、新たに注文する場合は変更された最新部品によつて発注すること。

□ 継続使用中止部品に代つて用いられる部品であることを示す。

(2) 本章に使用している略号は次のとおりである。

REF(REFERENCE の略) 次の高次アセンブリの図、表を参照

AR (AS REQUIRED の略) 必要量

㊟〔その部品表に実際に使用した略号のみと記載する。〕

6.7 ベンダー・コード

第6－○表

コード番号	業者名及び住所
○○○○○	○○○○……… ○○○

㊟

部品表中にベンダー・パーツがない場合は、上表の代りに次の文章を記載する。

「本××××には、ベンダー・パーツを使用していないので該当記述事項はない。」